

第 1 章 総 論

第1節 計画の目的と基本方針

第1 目的

1. 市川市業務継続計画の目的

市川市業務継続計画（以下「本計画」という。）は、「災害時には行政自らも被災する」という視点に立ち、市川市（以下「本市」という。）が被災しても日常行っている業務を停止せず、また停止した場合も可能な限り短期間で業務を再開・継続することを目的とする。

また、災害時における人的・物的資源の状況を踏まえた重要業務を継続する体制をつくることを目的とする。

2. 計画改訂の背景

（1）首都直下地震対策大綱（平成17年9月 中央防災会議）

首都直下地震により、「膨大な人的・物的被害の発生」とともに、我が国全体の国民生活、経済活動に支障が生じないよう地方公共団体の業務継続性確保が不可欠とし、行政機能の継続性確保のための計画を作成することとした。

（2）地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説（平成22年4月 内閣府）

地方公共団体における業務継続体制の確保に係る検討を支援することを目的として、地震発災時の業務継続に必要な事項及び手法等をまとめた。

（3）東日本大震災（平成23年3月）

一時的に行政機能が喪失する事象が発生し、地方公共団体の業務継続性確保の重要性が認識された。

（4）防災基本計画の改訂（平成23年12月 中央防災会議）

地方公共団体は、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとされた。

（5）市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成27年5月 内閣府）

人口が1万人に満たない市町村であっても、業務継続計画の策定を推奨した。

（6）関東・東北豪雨災害（平成27年9月）

電力の喪失により、行政機関が災害対応に支障を来すような現象が垣間見られた。

（7）大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月 内閣府）

東日本大震災の教訓や近年の災害事例等を踏まえ、記載内容の拡充等の改訂が行われた。

（8）防災基本計画の改訂（平成28年2月 内閣府）

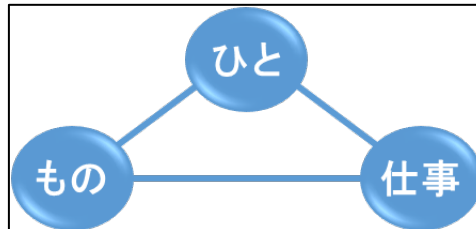
地方公共団体における業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化（電気・水・食料等の確保、非常時優先業務の整理等）について改訂方針が出された。

第2. 基本方針

1. 本計画の3大要素

本計画を構成する要素は、「ひと」、「もの」、「仕事」とする。

「ひと」は職員、「もの」は庁舎、所管施設、ライフライン、非常用電源等のリソース、そして、「仕事」は非常時優先業務である。



業務継続計画の3大要素	
ひと	市川市の職員
もの	庁舎及び所管施設
	ライフライン
	非常用電源
	通信機器
	情報システム
	備蓄（食糧、飲料水、トイレ）
仕事	非常時優先業務

2. 本計画の基本方針

本計画の基本方針は、下記のとおり、5つの方針とする。

- （1）市民の生命・身体・財産を守るため、応急対策活動に万全を尽くす。
- （2）市民生活や経済活動が停止する事態をできるだけ避け、早期回復に努める。
- （3）職員（庁舎内の来客者を含む。）の安全を確保する。
- （4）非常時優先業務の継続性を確保するため、必要な人員体制を整備し、業務資源を配分する。
- （5）業務の継続性を向上させるため、関係機関との連携を強化する。

第2節 計画の概要

第1 計画の位置づけ

本計画は、地域防災計画、各種災害対応マニュアル及び一般業務に基づくものである。

（ただし、業務継続計画が策定されている消防局の所掌を除く。）

本計画と関連する関連計画等を以下に示す。

No.	名 称
1	防災基本計画
2	千葉県地域防災計画
3	千葉県業務継続計画
4	市川市地域防災計画（震災編）
5	市川市地域防災計画（資料編）
6	市川市津波避難計画
7	情報システム部門の業務継続計画
8	市川市下水道業務継続計画
9	市川市災害廃棄物処理計画
10	市川市国民保護計画
11	官庁施設の総合耐震計画基準
12	官庁施設の総合耐震診断・改修基準
13	業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針
14	防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（案）
15	市川市公共施設等総合管理計画
16	市川市備蓄計画
17	非常災害時対応マニュアル（市川市保育園）
18	市川市想定地震被害調査結果（GISデータ含む）
19	各種災害対応マニュアル（個別のマニュアルを下記に示す）
20	災害対応事務局マニュアル
21	派遣調整担当マニュアル
22	医療本部マニュアル
23	被災生活支援本部マニュアル
24	広報班マニュアル
25	システム・受援班（モニタリング・分析担当）マニュアル
26	システム・受援班（ボランティア担当）マニュアル
27	市民要望受付班マニュアル
28	帰宅困難者・外国人対応班マニュアル
29	生活再建支援マニュアル
30	災害班マニュアル
31	小学校区防災拠点要員行動マニュアル
32	被災市街地対応本部マニュアル
33	物資管理マニュアル
34	第1 配備体制・第2 配備体制 職員活動マニュアル
35	災害時職員ポータルサイト更新マニュアル
36	動植物園グループにおける非常時対応マニュアル（震災、強風被害）

第2 計画の発動と解除

1. 本計画の発動基準

市川市地域防災計画が想定する東京湾北部地震（マグニチュード 7.3）が発生し、本市において震度 6 弱から 6 強の揺れが観測された場合、本計画が適用される。

また、震度 5 強以上の揺れが観測され、本市が災害対策本部体制を確立した場合、災害により人的・物的資源が不足する状況を呈した場合、同様に本計画が適用される。

	災害対策本部体制 (重大な災害が発生又は発生のおそれがある場合)
震 災 (地震・津波)	○市川市域で「震度 5 強以上」を観測した場合 本市の震度情報が公表されない場合、千葉県北西部及び東京23区の震度情報を読み替えるものとする。 ○津波予報区の東京湾内湾に「大津波（特別警報）」の津波警報が発表された場合 ○「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）が発表された場合 ○地震又は津波により局地災害が発生するおそれがある場合、津波により大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めた場合

※出典：市川市地域防災計画

2. 発動者

発動者は、市長とする。

市長は、発災後 30 分を目途に収集した情報等から活用できる人的・物的資源、被災状況を把握し、必要に応じて、本計画を発動する。

なお、市長が不在の場合、発動者の代行順位は下表のとおりとする。

第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
市長	副市長	教育長	危機管理監

3. 解除基準

市長は、災害の発生後、市民生活、産業活動、行政活動が一定の安定（平衡）に至った際、又は、諸般の状況判断により、本計画を解除する。

第3 非常時優先業務

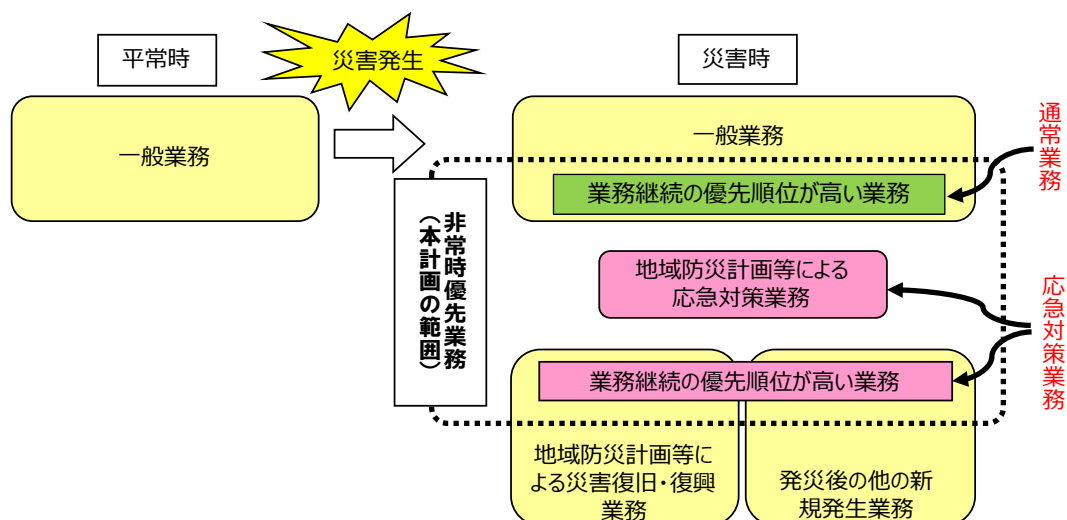
1. 非常時優先業務

非常時優先業務は、災害時に行政自らも被災し、人的・物的資源に制約がある中で、優先的に実施すべき業務である。

本計画では、下記のとおり、「応急対策業務」と「通常業務」を非常時優先業務とする。

業務の範囲	非常時優先業務の選定基準	業務名
平常時の業務	一般的な業務のうち非常時でも優先して処理すべき業務	通常業務
地域防災計画及び各種災害対応マニュアルで定められている業務	応急対策計画における全業務	応急対策業務
	復旧・復興業務及び発災後新たに発生する他の緊急的業務のうち、早期実現の優先度の高い業務	

○業務継続計画で対象とする業務範囲



2. 災害発生と非常時優先業務

災害が発生した場合、平常時に行っている業務の大半を停止し、新たに発生する応急対策業務（非常時優先業務）に人的・物的資源を集中し、これを実施する。

ただし、停止できない通常業務（非常時優先業務）については、応急対策業務と並行して、継続する。そして、応急対策業務の実施状況に応じて、職員や資源を優先度の高い通常業務に戻し、段階的に通常業務を再開していく。

○災害発生と非常時優先業務のイメージ

